

曾我流書札礼書諸本と「書札法式」について

小宮 木代良

はじめに

筆者は先に、江戸幕府書札礼としての「曾我流」の特色と意義について説明することを目指し、まず、その伝授に付随する由緒としての「下馬札」伝授の問題を検討した。ここでは、従来、「曾我流」が、その実用的意義よりも伝授中心の存在意義というイメージでしか認識されてこなかった原因の一端を、近世の文字社会の進展との関係で論じた⁽¹⁾。本稿では、さらに「曾我流」の内容分析を進めていくための前提として、その関連書札礼書諸本の書誌学的整理を行い、さらに、今後の議論の共通の基礎となる史料の指摘を行う。

一 曾我流書札礼書諸本の成立と伝来状況について

本章では、曾我流の書札礼書の成立・伝来を書誌的に確定する作業を行う。「曾我流」の成立・伝授に関わる曾我助乗・同尚祐・同古祐・久保正之・同正永等の著わした書札礼書は国書総目録を確認するだけでも膨大な数である。本稿では、これらの内、その後の伝授に関わる由緒で強調されたり、これまでの研究史でもその名前をあげられることの多かったものを中心として、近世前期までのものを取り上げる。

A. 和簡礼経Ⅱ座右抄

奥付け等を分析しての成立過程の解明は、高木氏の論考⁽³⁾に詳しい。それによると、巻ごとに成立年次は異なっており、曾我尚祐が文禄三・元和六・同七年などに逐次選述しておいたものを、尚祐の没(寛永三年二月)直後に古祐が十巻本としてまとめたものである。ここで、書名の由来、及びそのまとも方の特色について、蛭川親贇がまとめた書付があるので以下に示す。蛭川親贇は、曾我流の書札礼を天明年間以降に受け継いだとされる。

蛭川善九郎書付⁽⁴⁾

先達而被仰渡候和簡礼経注釈之儀、其節申上候通、私家ニ而伝来仕候書籍者、宝永五年二代目彦左衛門退役之節御城江差上、同姓八右衛門家ニ而写置候座右抄、其後外題を改、和簡礼経と号し所持仕候、明和七年水野出羽守殿被成御覽度之由、白井藤左衛門申聞、八右衛門より藤左衛門江相渡差上候処、其儘ニ而御下ケ不被成下、奥御右筆所ニ被差置候趣、兼而及承候ニ付、此度注釈之儀ニ付見合申度奉存候得共、相下り不申候間、則先達而被仰渡候通、私手控ニ而取調候処、右座右抄之儀者師伝之諸説旧記江古案等種々取集拾冊と成し候物ニ而、巻冊ニ同事も有之、全篇之次第甚繁多之書面ニ御座候間、容易ニ注釈之儀難認取、尤彼書之古実、於今世ニも斟酌仕取用候儀も御座候得共、世々文法相変し猶廃亡之儀も御座候、尤私

儀、八右衛門随ひ書札習字仕、家伝奥義之秘事不残得口訣候得共、八右衛門儀老衰仕、数多之伝本悉講習仕候儀不相成、和簡礼経拔書を以伝授仕候間、事ニ寄伝説齡数儀も有之、不才之私拔書之写本を以妄ニ憶説を相記候儀、其憚不少奉存候得共、家業相統仕候上、一向辞退仕候儀本意不成儀奉存候ニ付、往昔阿部豊後守殿御所望ニ而久保吉右衛門調進仕候書札法式と申伝書三冊、則座右抄之趣を以取調、其余伝書之内をも引合セ、後世通用之書法を兼簡約ニ抜粹仕候書物ニ御座候間、右従八右衛門伝授之説其外愚考仕、乍恐註書仕、一先奉入御覧ニ、猶和簡礼経ニ有之候数多之古案諸説等之儀ニ付、御尋之條も御座候者覚悟仕罷在候趣其事ニ申上候様可仕候、依之此段奉何度存候以上

八月

蜷川善九郎

この書付は、多くの示唆的な内容を含んでいるが、和簡礼経に關しては、これが、当初からの書名ではなく、少なくとも宝永年間以降の外題であり、それ以前は「座右抄」であつたことがわかる。また、その構成・成立事情については、「師伝之諸説・旧記江古案等種々取集拾冊と成し候物ニ而卷冊ニ同事も有之、全篇之次第甚繁多之書面ニ御座候間、容易ニ注釈之儀難認取、」とあるごとく、曾我尚祐が大館流等を始めとする諸本を集積した中でのまとめ方は、いわば、尚祐の研究用資料の一次的集積をあまり整理せずと並べただけのものであることが分かる。したがって、自分以外の読者を意識して内容ごとに整序するような作業は行われていない。これは、内容本文を現在見た印象とも一致する。伝来する写本も、内閣文庫に若干と、それからの影写である東大史料編纂所本があるのみである。

なお、こうした曾我尚祐から同古祐への伝来が、さらに尚祐の父兵庫頭助乘以来の書札礼集積に基づくものであることは尚祐から古祐宛の

「八十五ヶ条口伝の事」奥書からも伺える。この条書は後述の「書札袖珍宝」の後尾におさめられている。その奥書は以下の通りである。

右弘安礼節如是之趣、不可勝計、然、延元之比、北畠親房卿略其蕪詞被選出三百六十ヶ条畢、彼一卷当家雖令相伝、復去天正之比、亡父兵庫頭謁 三光院殿、令論談料明之、古例之内、摘英抜粹者八十五ヶ条被記之訖、其後近衛殿・信輔公・菊亭右府遂一覽被点頭者乎、実家伝之秘書不可有他見者也、

慶長十五年九月日

曾我又左衛門尉尚祐

曾我喜太郎殿

三光院は三条西実枝、近衛殿は近衛前久、信輔公は近衛信尹、菊亭右府は今出川晴季である。これ自体は、八十五ヶ条のことにみについての伝来経緯であるが、おそらく他の部分の中にも、天正期の助乗の書札礼収集活動以来のものが少なくないはずである。

B・書札袖珍宝(聞書)

管見の範囲で①国会本(165-172)「書札袖珍宝聞書」、②東大総合図書館本(SG-25)「書札袖珍宝聞書」、③同本後半、④東大総合図書館本(G27-511)「曾我秘本袖珍宝聞書」、⑤蓬左文庫本(141-116)「書札法式」、⑥書陵部本(206-683)「書札袖珍宝」、⑦書陵部本(206-537)「曾我座右」、⑧内閣本「書札袖珍宝」(「曾我流書札法式」ノ内)、⑨内閣本「袖珍宝八冊之聞書」(「曾我流書札法式」ノ内)、⑩永青文庫本「書札口傳書」、⑪同文庫本「書札座右抄」、⑫群馬県上野村黒沢丈夫家文書中「書札法式」、⑬東大総合図書館本「書札略法」(G27-510)を確認した。奥付けのあるものについては以下の通りである。

①右當家雖為秘傳亡父尚祐任遺言旨令相傳訖、不可單他見也、

曾我喜太郎

寛永三

古祐判

五月日

久保吉右衛門殿

袖珍宝全部七冊者丹波守古祐朝臣家伝之書札法式之秘書、可伝子孫者也、

久保吉右衛門正之

久保吉右衛門正永

蜷川喜左衛門親熙

同彦左衛門親英

同八右衛門親和

蜷川八右衛門親雄(花押)

明和三

十月日

森傳右衛門殿

②(①に同じ)

⑤右七冊者尚祐傳受之趣也、今亦令相傳畢、聊以他見有間敷者也、

曾我又左衛門

久保吉右衛門

久保金左衛門

大橋小傳次

⑥二冊目奥

右書物之礼式当家雖為秘本依御懇望令傳受畢、聊不可有他見他言者也、

寛十一

五月日

曾我喜太郎

祐昌判

⑥二冊目途中

右五冊之書札曾我祐昌の傳雖為秘本拔書、連々御懇所令傳受也、努々不可有外見也、

寛永十一

浅山七兵衛尉

九月日

富樫庄左衛門

在判

赤尾六右衛門殿

⑦右書札方曾我又左衛門尚祐抽書也、聞書口上之趣前後不同書記畢、

寛永十六稔

初夏廿四日

⑧右當家雖為秘傳亡父尚祐任遺言令相傳訖、更不可單他見者也、

曾我喜太郎

寛永三

祐昌判

九月日

浅山七兵衛殿

(以上A)

右八冊并聞書秘傳抄口傳抄共從曾我又左衛門殿、浅山七兵衛(朱書一祐俊)相傳、秘抄從七兵衛皆川權兵衛相受、從權兵衛傳受之通不殘令相傳者也、仍如件、

戸澤勘右衛門尉

慶安三年四月日

右袖珍宝全部八冊いかなるゆへにや久保より蜷川へつたへのこれり、かゝるゆへに親和数本を以校合し一部を清書し、其技にはく、おしいかな師傳乃全書廢亡して其正きをえずと云々、尹祥おもふに廣く求め、何人か秘めをかむとおもふ事久し、今此書ハ入木道門生青木永忠所持にて百年餘のうつしにて水に入し本也、則永忠筆力を雇ひ清書し曾我流の事を好む人につたふることしかり、

寛政二

正月下旬源尹祥

⑨ (奥書き前半は⑧—Aに同じ)

右八冊之聞書并秘傳抄口傳抄、從曾我又左衛門尚祐、同喜太郎祐昌・浅山七兵衛尉相傳之秘抄也、從七兵衛皆川權兵衛相受、從權兵衛戸澤勘左衛門尉相受、從勘左衛門相傳之通不殘令相傳訖、猥不可他見、於有懇望人者堅以神文可相傳者也、仍如件、

柳井儀左衛門

天和三年四月日

⑩ 右當家雖為秘書亡父尚祐任遺言令相傳、更可有佗見所也、

寛永三年

曾我喜太郎尚昌

五月日

浅山七兵衛

⑪ 右當家雖為秘傳、亡父尚祐任遺言之旨、令相傳畢、更不可單佗言者也、

寛永三年

曾我又左衛門祐昌

五月日

⑬ 右此書者曾我又左衛門尚祐舊記之内也、粗不可出闕外者也、

寛永十七

久保吉右衛門

正月日

正之

⑥⑧⑨⑩⑪等の写本に頻出する曾我喜太郎祐昌(或は尚昌)という名前には疑問が残るが、「亡父尚祐」とあることからすれば、古祐のことと思われる。本書も、寛永三年二月の尚祐の没後に古祐の手により尚祐の残した蓄積の中からまとめられたものであるという点で、「和簡礼経」と同様の成立事情を持つ。ただし、そのまとめられ方は、表Aにまとめたとごとく、内容のまとめりごとくかなり整理されており、また、その伝本流布の広汎さからも、しっかりしたテキストとして認識されてい

たことが推測される。これは、「和簡礼経」がほとんど同一の伝本を持たず、整理されたテキストとして流布していたとはほとんど考えられないことと対照的である。伝授先は大きくは二系統あり、ひとつは同年五月に久保正之に伝えられたもの(七冊本仕立てとされている場合が多い、①②⑤)、もうひとつは伝写本により時期が異なるが、浅山七兵衛祐俊(森尹祥説では、加賀前田家家臣、曾我氏の掣)に伝えられたもの(八冊本仕立てとされている場合が多い、⑥⑧⑨⑩)である。前者は別稿で述べた「曾我流」の伝来の由緒の主流と同じであるが、後者のように大名家臣の手を経て伝来している部分もあることに注目したい。そして、そうした伝本は、さらに孫伝本を生んでいっており、末端では⑫のように地方へも流布している。

また、伝本の内容構成に注意すると、表中内容の欄の1・3・5・7・9・11・13の本文に対して、それぞれ2・4・6・8・10・12・14の「口伝」あるいは「聞書」といった部分が対応している。そして、各伝本で、本文と「口伝」・「聞書」の両方を含むのは⑦と⑩のみであり、⑤・⑥・⑧・⑫・⑬は本文のみ、③・⑨は「口伝」・「聞書」のみ、①・②は、前半「口伝」・「聞書」のみ、後半本文のみである。したがって、現在のところ、⑦と⑩がもっとも完全な写本ということになる。

C. 当用書札

管見の範囲で、①蓬左文庫本(1411-11)「当用書札」、②同文庫本(5-15)「書札当用」、③東大総合図書館本(G27-511)「当用書札」、④同図書館本(G26-1015)「当用書札」、⑤国会(寛政期幕府右筆大岡成寛旧蔵)本(212-3-335)「当用書札」の各写本を確認した。奥書等は以下の通りである。

①書札之禮法者 後宇多院御宇弘安年中所被定置也、然曾我丹波守古祐家傳之記録文法等悉被附屬愚父吉右衛門正之訖、古祐賢父尚祐代々為

公方家之臣長書策之法式、當時雖多末弟、講書禮故實令指南之儀者父正之一人之外不被免之、且以昔之書禮校今世之文法暫有恭敬、凡三綱五常古今不變、制度文為依代變、故以彼舊記兼當務、仍号當用書札帙成十冊、努々不可有出闕外者也、

寛文四辰歳二月日

久保五兵衛正永判

②

久保吉右衛門正之

星野助左衛門祐勝

秋山金兵衛正舍

波賀野清太輔朝榮

正徳四年午年二月

④ ①にはほ同じ

⑤ (巻頭)

三綱五常者不變、古今制度文為者依代變也、故曾我丹波守古祐以家傳舊記之内兼今様、號當用書札、

(奥)

書札之禮法者(以下、この間①に同じ、中略)且以昔之書禮較今世之文法暫々有恭敬、故損益之、帙成五冊努々不可出闕外者也、

寛文七年

久保五兵衛正永

九月日

以上から推測すると、十冊本のまとまった形となつたのは寛文四年、久保正永の手によつてであつたことがわかる。⁽⁷⁾同七年には五冊本が作成されているが、内容に大差はない。

巻構成については、各写本を比較対照した表Bに示した。その内容の1・4・6・7・8・10にあたる巻には、寛文初年の文書例や公武一覽等が含まれている。また、1・2・3・4・5には「久保正之」の識語がある。曾我古祐より「書札ノ道統」を伝えられたとされる幕府右筆久

保正之が、各巻の整理・作成に関わつていたことが推定される。全体の内容は、寛文初年におけるマニュアル的特色が強い。

寛文四年から五年にかけて、共に幕府右筆であつた久保正之・同正永父子は、諸家及び神社の領地朱印状の発給実務に当たつた。⁽⁸⁾幕府の文書発給の中心としての久保父子の立場・責任の高まりと、「当用」にそつた新しい実用的な書札礼確立への要求は、深い関係があつたものと思われる。「制度文為依代變」との認識は端的にそれを物語つている。ただし、その場合でも曾我氏家伝の旧記を前提としたことをことさらに断り、且つ書札等の基礎の部分を実際にそうせざるをえなかつた事情については留意しておく必要があるだろう。

D. 当用書札法式

現在のところ、伝存する写本として確認できたのは、①蓬左文庫本(5-17)「当用書札法式」、②書陵部(鷹司家旧蔵)本(350-445)「当用書札法式」③島原松平文庫蔵本「当用書札法式」十一冊本である。以下にその識語を示す。

①此當用書札法式四冊・書式傳一冊ハ、久保吉右衛門傳之書法ニ而尾州御右筆部屋ニ有之候付、今度字相調江戸表ニ差置候事、

文化二年 丑閏八月

(以上、「元」冊巻頭の識語)

(「元」の冊中内容まとまりC、及び「亨」冊末、「利」冊中内容まとまりA前半の識語)

右一冊者曾我又左衛門尉尚祐舊記之内略様之趣也、家傳雖為秘事連々執心依不浅令相傳候、努々不可出闕外者也、

慶安四卯

八月二日

久保吉右衛門正之

(「利」冊中内容まとまりA後半の識語)

右一冊當時差當可入事粗書拔令進之候、聊不可有外覽者也、

寛永十五

九月日

久保吉右衛門殿

曾我丹波守

此書者曾我又左衛門尚祐日記之内略様趣也、連々執心依不浅令相傳之訖、努々不可出關外者也、

承應二巳

九月日

久保吉右衛門正之

②(卷二・三・七末)

右一冊者曾我又左衛門尉尚祐舊記之内略様之趣也、家傳雖為秘事、連々執心依不浅令相傳候、努々不可出關外者也、

慶安四卯

久保吉右衛門尉正之

八月二日

③(卷二・三・四末)

②に同じ。

この「当用書札法式」には、全体の編成を示す識語はない。だが、内容構成は、表Bから明らかなく、前出の「当用書札」の内容(1~10)にはなかった11~16があり、かつ10の部分が存在しないものであり、おそらく、「当用書札法式」が成立したのは「当用書札」の成立前後と推測される。また、①②③に共通して、2の末尾に「久保五兵衛(正永)」の書き込みがあることから、久保正永自身が作成に加わったものである可能性が強い。

11~16の部分の内、とくに11と12の「書札法式」の部分には、各写本に共通して、慶安四年に久保正之が「曾我尚祐舊記之内略様之趣」として相伝したことが記されている。また、この「書札法式」の構成は前出の「書札袖珍宝」の中の「書札法式」(内容1と2)とほぼ同じである。

①本の「利」冊中内容ままとまりAの識語から、この部分は寛永十五年九

月には曾我古祐より「差當可入事粗書拔」として久保正之へ伝えられていることが分かる。「書札袖珍宝」中の「書札法式」が、寛永三年には成立していたこと、及び、後述するが、これが「和簡礼経」にもさかのぼる内容であることを考えあわせれば、この「書札法式」は、寛文期の「当用」としての「当用書札」とは異なり、曾我氏が助乗以来蓄積していた伝統的な「法式」を代表するものといえよう。

E. 書式日用集

確認できた①内閣本(204-207)「日用集」、及び②史料館本(27N-247)「書式日用集」の奥付等は以下の通りである。

①右一冊者、久保吉右衛門尉正元以傳授之旨、當務所用之趣、一帙綴之而號日用集、蓋以才疎質鈍、招嘲後覽矣、殆亦初心而已、努々不可出關外者也、

延寶貳甲寅歲三月朔日

②右三卷者從愚父吉右衛門尉正元傳受ノ通、當務所用之品々綴之而號書式日用集、蓋以才疎質鈍、招他見之嘲、無努々不可出關外者也、

延寶二年三月上旬

久保金左衛門正貞

此三冊久保正貞所選之也、夫學習先師跡間晝先哲理云々、宜令習曉之、守與書之旨禁他見者也、

元禄甲戌年正月日

宮道親和

成立は延寶二年三月、正元の子で正永の弟の正貞が、父より伝授のものから「當務所用」をまとめたものである。

F. 彝用聞書

管見の限りで、①内閣文庫本(153-255)「彝用聞書」、②同文庫本「彝用聞書」(「書法叢集」の内)、③東大総合図書館本(G26-478)「彝用聞書」を確認した。うち、①、②について奥書を示

す。

①右数巻之書、累年所被問注之也、予雖短才或加古今之詞、或當時之札法を計て令口傳之訖、然るに今茲其類を集て巻を分つ、誠に調法多端殊勝之至也、且其功を感じ且ハ其志を感じ、染禿筆者也、

寛文十年

足立孫兵衛

九月十三日

基治判

大曾根左兵衛殿

貞享三

大曾根左兵衛

八月日

友重判

古郡貞右衛門殿

右二十九巻令相傳畢、

元禄十二

古郡貞右衛門

三月日

吉之判

武山甚五兵衛殿

右数巻之書予所問注于先師也、尤不出袖裏多年依懇望令相傳之訖、此外大秘事品々連々以可令傳授条、猶以習練之功萬端心懸之深志第一也、如誓状此一巻猥不可有他見他言者也、

享保二年

武山甚五兵衛

十月十八日

政幸(花押)

石井平三郎殿

足立弥次兵衛基治は曾我丹波古祐朝臣の門人ニ而久保吉右衛門正之也、此冊ハ基治門人大曾根左兵衛編集也、大曾根・古郡共に正則朝臣の家士歟不詳、武山甚五兵衛政幸ハ松平伯耆守資俊朝臣の家士、古郡門人也、石井平三郎は始右同家の家士、元禄十三年に生れ十八歳にて享保二年十月十八日傳之、其後三浦備後守明喬朝臣家士となる、石井

團右衛門と改め落髪して純精と号、時去て純精七十一歳の時明和七年初秋尹祥に對面せんといふ、同家士に杉浦某引て對面す、老人曰、尹祥曾我家古実を称美して此書を贈ていはく、若ハ書札の一助にも可成やと、尹祥熟読するに大同小異にして全書ともいふへし、老人の志をめて、瘡病を浚て写之、傳書背し所は糺之、褒称して云、此書非先師之選書、雖然多集輯古昔之禮法于當世之文法綴之、符号に當流之傳説、実應為秘藏之方策也、依之加披畢、

明和七

十一月日

源尹祥

(以下略)

②(前半部省略、享保二年十月の記事迄は①に同じ、)

右彝用聞書廿九巻并鷹文字五ヶ條之秘事、依御出精不殘奉傳之畢、

寶曆十二年卯月 辰

石井純精判

森傳右衛門殿

進上之、

(以下略)

本書が明和年間に森尹祥に伝来した経緯等は、既に旧稿でふれた。内容構成についての本格的な検討は別稿に譲りたいが、全二十九巻の構成は、これまでに述べたものとは異なり、「火事見舞状品々 附御機嫌伺之事」・「近国出入有之時書札之事」等、具体的な用件の内容ごとに内書・奉書・返札・請書の流れにそった文案集の集成が中心となっている。

G. 簡札集

寛文六年の刊本である。「碧雲道人桐子編、汗牛堂校梓」となっている。奥付は「書札袖珍宝」に酷似しているが、固有名詞はふせてある。

以上、近世前期の書札礼書を、管見の範囲で成立時期・作成者・伝来等について整理した。その結果、第一の確認点として、曾我氏が室町將軍家以来の伝統的な書札礼を整理した集大成としての一群の書札礼書の存在を再確認することができた。A・Bは明らかにそれに該当する。曾我助乗から尚祐の代にかけて蓄積され、それが尚祐の没した寛永三年に古祐によって一度まとめられた。両者のうち、Aは未整理に近い状態のものであるが、Bはテキストとして伝授対象者を意識したものであり、幕府右筆の久保正之や加賀前田家臣の浅山祐俊に伝えられている。注目されるのは、伝授を受けたものが、さらに「不可有外見」との決まり文言を繰り返しつつも、次の希望者へ伝授し続けていることである。今回確認した写本は、その氷山の一角であり、幕府内部のみならず各大名家関係へも短期間に広範囲に伝わったものと思われる。Gはそのような状況を前提として、かなり不正規の伝来経路により刊行されたものと思われる。

だが、第二に注目すべきは、一方でそうした曾我氏の蓄積を消化しつつも、寛文期になると新たに「当用」を標榜するマニュアル的な書札礼書が出現するという点である。Cがそれに該当する。そうした動きの中心は久保正之の子で父同様幕府右筆であった正永である。またFのように、さらに当時の個別の事例に合わせたハウツー本的な書札礼書も出てくる。両者ともに曾我古祐の門弟の系統につながり、いわば「曾我流」を前提としつつも、当時確立しつつあった幕藩制的な文書慣行を、「当用」の書札礼書としてまとめようとしたと解釈できる。さらに、Dは、そうした「当用」と伝統的な「書札法式」を組み合わせたものであり、正統の曾我流書札礼書の決定版ともいえるものであった。

二 「書札法式」について―附 史料紹介

前章で確認した諸書札礼書の内容構成において、「書札袖珍宝」と「当用書札法式」の両者には、ほぼ内容の共通する「書札法式」が含まれている。この「書札法式」について、前出の蜷川善九郎書付において「往昔阿部豊後守殿御所望ニ而久保吉右衛門調進仕候書札法式と申伝書三冊則座右抄之趣を以取調其書之内をも引合セ後世通用之書法を兼簡約ニ抜粹仕候書物ニ御座候」と述べている。「座右抄（『和簡礼経』）を基本として「其余伝書」を引き合わせ、「後世通用書法」を併せて、「簡約」に抜粹したものとの認識である。これは、「当用書札法式」中「書札法式」識語の「曾我又左衛門尚祐旧記之内略様」という記述と矛盾しない。事実、「和簡礼経」のうち、特に巻一の内容と比較すると、「書札法式」の内容及び構成と相似のものが多く、巻一の奥書では、「此書者二階堂入道行二・大館入道常興・伊勢下総入道宗五各以舊記、永祿・元龜之比、御内書御賦以下調之、亡父兵庫頭粗註置訖、堂上方之事 陽明御説 少々相加之集、以為一部、先哲之輩縦雖有誤、非予不学之罪者也、于時元和元庚申年季秋日 平尚祐」とあり、曾我尚祐が、亡父曾我助乗の収集していた伝書に「陽明之御説」等を加えながらまとめ、元和元年に成立したものであることが分かる。

蜷川善九郎書付では、阿部忠秋の求めにより、久保正之が「調進」したとしており、これは、時期的には「当用書札法式」中「書札法式」の慶安四年八月二日付識語を想起させる。ただし、これまで確認した諸本の識語から明らかなく、ここで述べているのは「調進」ということのみであり、この「書札法式」の最初の成立時期及び作成者は、この時の久保正之ではなく、少なくとも「書札袖珍宝」中「書札法式」成立の寛永三年以前の曾我尚祐・古祐父子であることは間違いないであろう。

だが、これは、あくまでも最初の成立であり、「書札法式」の内容自体は、その後、少しずつ変化している。「書札袖珍宝」中「書札法式」には、本文の他に、その一項目毎に対応した「口伝」或は「聞書」の部分が有り、「和簡礼経」から引用した本文の解説もしくは現用書札礼との違いの説明の役割を果たしている。また、「当用書札法式」中「書札法式」は、本文と「口伝」「聞書」両者を含み込んだ上に、さらにかんりの追加部分がある。また、甲本と乙本の間でも内容構成に微妙な違いがある。さらに、「書札法式」の同一の内容についての記述部分であっても、諸写本ごとに、上所や脇付等の具体例の記述が変化している。

以上から、「書札法式」とは、室町以来の伝統的書札礼を基本として曾我助乗・同尚祐らが天正、慶長、元和期等を通じて整理・再構成した「和簡礼経」の巻一を、さらに簡約に抜粋したものであり、その成立以後も、寛永〜慶安期を通じて変化する現用書札礼に合わせた加筆・修正が続けられたものであるといえる。

したがって、この「書札法式」は、今後の近世書札礼分析の上では、最も基本的な史料としての役割を果たすものと思われる。現在、この史料は翻刻されていない。よって以下に翻刻を試みる。紙幅の都合上、「書札袖珍宝」中「書札法式」の本文のみを翻刻することとし、⑬を使用した。

ちなみに、この本文部分の内容を項目ごとに整理した「書札袖珍宝」の⑪本の目録によると、以下の十三項目となる。

- (1) 書状之次第軽重之事
- (2) 事浅寐之事
- (3) 奉主君状之事
- (4) 御内書同御請之事
- (5) 奉書御教書觸状御請之事

- (6) 充状之事
- (7) 撰家清家之大臣江披露状之事
- (8) 門跡方之事
- (9) 大中納言宰相等之公卿江之事
- (10) 中将少将江之事
- (11) 諸大夫江之事
- (12) 北面上下之事
- (13) 當時國持之事

凡例

1. 原本の体裁は、努めてこれを存するようにした。
2. 書体については、活字化により、其の違いを区別することは困難であるが、「恐々謹言」及び「恐惶謹言」のみについて、その書体の崩し方によって区別できるように、本文中にA・B・C・Dもしくはa・bの記号を付した。

「恐々謹言」―楷書に近い方より行・草に近づくに従って、A・B・C・Dと区別した。

「恐惶謹言」―楷書に近い方の書体をa、行・草に近い方の書体をbとした。

(見本)



書札法式

一 書留之調 上所 充所 脇付次第輕重之事

第一

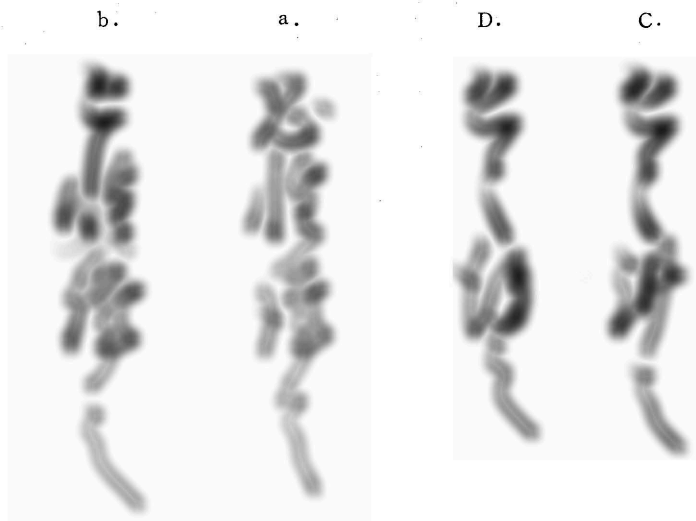
書留 此等之趣宜預御披露候

上所 恐々謹言 A

充所 家司ノ名

御請又同

以上



右披露状奉 主君跡也、但人ニヨリ恐惶謹言 a トモ可書之、

第二

書留 可得御意候

上所 恐惶謹言 a

宛所 名字官殿

脇付 人々御中

返札

尊報
尊答

右充所ヲ、除名字官斗書ハ敬也、除名字唐名斗書ハ尚敬也、

第三

上所 恐々謹言 A

充所 名字官殿

脇付 進獻之
進覽之

返札 貴報 御報 上下両説

第四

上所 恐々謹言 B

充所 名字官殿

脇付 御宿所 御陣中者 御陣所

返札 御返報 答

右等輩江用之、

第五

上所 恐々謹言 C

充所 名字官殿

脇付 進之候

返札 御返事

第六

上所 謹言

充所 名字官殿

右脇付無之打付書

返札 又打付書

第七

上所 候也

充所 名字官とのへ

返札又同返事ハ可見文言

右書様家来其外凡下江之趣也、

以上七段

又事短可有覚悟事

一ニ披露

返札又同

二ニ恐惶謹言^a

返札 尊報 御報

三ニ恐々謹言^B

返札 御返報 等輩

四ニ進之候^C

返札 御返事

五ニ打付書

返札 又同

已上

一奉主君状事

為年頭之御祝儀御太刀一腰^{皇光}御馬一疋^{髯毛}致進上之候、以此旨可然

様可預御披露候、恐々謹言^A

正月五日 名字官名乗判

名字官殿

謹而言上トモ書出之也、上包可有之、

一同御請事

被成下

公方様
御内書謹而
御書係
平人

致頂戴候 仍

被

仰出子細聊不可存油断候、此

等之趣宜預御披露候、恐々謹言^A

月日 名字官名乗判

名字官殿

一本式内封之時事

進上書

恐惶書

禮紙

書留調色々

上所上某書

日下名乘上官

上包表如日ノ下官名乗

裏名乗^字

一札紙ト進上ヲ略^ベ紐ニテ調事モアリ、其時ハ上包ノ表ノ官、裏ノ名字、

日下ノ官、三種略之、上所ノ上某勿論略之、

一奉書御下知トモ触状御請事、

去五日之御奉書今日十五辰刻到来令頂戴候、抑 儀、被 仰出

之趣、委細奉得其意候、此旨可然様、御披露所 仰候、恐々謹言^A、

月日 名字官名乗判

名字官殿

一宛状事

披露状も直ニ猷スル心アルニ依テ猶其憚ヲ存スル時ハ文牀ハ如披露

状、或人々御中或御宿所ト申次ノ位ニヨリ脇付加之、然時者披露状ヨリ

モ尚敬牀也、是者充状ト号ス、又内状トモ申也、

一撰家・其外大臣家江可為披露状

充所<sup>撰家ハ殿上人カ諸大夫
清花ハ殿上人ナシ</sup>

一門跡方江事<sup>平公家ハ諸大夫モナシ
大形撰家同</sup>

充所坊官^{伊豫法眼御房ナトヘモ}

一大中納言 宰相等江

恐惶謹言 a

名字官

名乗判

月 日

大納言殿

人ニヨリ披露状モ可然也、

中納言殿

宰相殿

人々御中

一中将・少将江

恐惶謹言 b

名字官

名乗判

月 日

中将殿

少将殿

進獻之

進覽之

一諸大夫江

恐々謹言 B

名字官

名乗判

伊藤筑後守殿

進之候、

一北面上下同断

恐々謹言 C

恐々謹言 D

名字官

名乗判

月 日

殿

右

公家へ四位・五位ノ殿上人ヨリ 陽明御説
武家へ御供家ヨリノ躰ナリ 大館常興説

一當時国持事 諸公家アリ 惣別国主事、官位不相構古今有規模事也、先代将軍家ニ十一位有之、其内ニ縦雖非國主、准國主トアル位アリ、大名ノ次也、況國ヲ扶佐ノ人一位・二位崇敬アルヘキカ、又等輩タルヘキモ此方之位、又ハ其身ノ可被任所存乎、惣別殊礼トテ官位ノ浅深ニヨラス、直札ナラサル人モ有、

むすびにかえて

従来から指摘されているように、近世書札礼の研究を進めるためには、まず最初に、書札礼書の収集・紹介と体系的な比較分類が必要な作業となる。これと、曾我流由緒等との対象により、一見膨大な書札礼書群も分類可能となり、テキストとしての利用が初めて可能となる。

本稿で整理した各書札礼書の位置付けも、そうした研究の実現を待つて意味を持つものである。

〔註〕

- (1) 拙稿「江戸幕府書札礼におけるいわゆる『下馬札』伝授について」(『東京大学史料編纂所研究紀要第3号』一九九三年三月)
- (2) 小松茂美「幕府の公用書体」・「御家流の分流」(『日本書流全史』、一九七〇)。高木昭作「書札礼と右筆」(『書の日本史』九、平凡社、一九七六)。藤村潤一郎「翻刻・寛政期森伝右衛門尹祥編『書札礼』(一)―解題編―」(『史料館研究紀要』一四、一九八二)。大野端男「近世古文書学の課題」(『歴史評論』三八九、一九八二)。
- (3) 前掲高木論文。
- (4) 国立史料館寄託「蜷川家文書」。
- (5) 内閣文庫「和簡礼経」上下二冊本(一五三一四六三)。同文庫「座右抄」十冊本(一五三一三八二)。同文庫「座右抄」八冊本(一五三一三九七)。

A 「書札袖珍宝」諸本各巻対照表(参考「書札略法」)

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|----|-----|---|---|----|-----|---|----|
| 内容(主題の共通するもの) | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ |
| 1、書札法式(次第軽重等) | | | | | 一 | 一A | 二A | 一 | | | 一 | A | 上A |
| 2、右同「口伝」或は「聞書」 | 一 | 一 | 一 | | | | 二A | | 一 | | | | |
| 3、僧侶に対する書札 | | | | | 二 | 一B | 二B | 二 | | | 二 | D | 上B |
| 4、右同「口伝」或は「聞書」 | 二 | 二 | 二 | | | | 二B | | 二 | | | | |
| 5、折紙・目録に関する記述 | | | | | 三 | 一C | 二D | 三 | | | 三 | | 上C |
| 6、右同「口伝」或は「聞書」 | 三 | 三 | 三 | | | | 二D | | 三 | | 三 | | |
| 7、制札・高札 | 四 | 四 | | | 四 | 一D | 二E | 四 | | | 四 | | 下A |
| 8、右同「口伝」或は「聞書」 | | | 四 | 四 | | | 二E | | 四 | | 四 | | |
| 9、对禁裏・公家書札 | 五 | 五 | | 五 | 五 | 一E | 二C | 五 | | | 五 | C | |
| 10、右同「口伝」或は「聞書」 | | | 五 | 五 | | | 二C | | 五 | | 五 | | |
| 11、連状・連判、目安、召文等 | 六 | 六 | | 六 | 六 | 二A | 二F | 六 | | 下A | 六七八 | | |
| 12、右同「口伝」或は「聞書」 | | | 六 | | | | 二F | | 六 | 下A | 六七八 | | |
| 13、鷹方口伝等 | 七 | | | | | 二B | 二G | 七 | | 下B | 九 | E | |
| 14、右同「口伝」或は「聞書」 | | | 七 | | | | 二G | | 七 | 下B | 九 | | |
| 15、品々不好事(八十五ヶ条) | 七 | | | | | 二C | | 八 | 八 | 下C | 十 | F | 下B |
| 16、その他 | | | 七 | | 七 | 二D | 一・三 | | | | | B | |

- ① 国会本『書札袖珍宝聞書』(165-72)七巻本(一〜七)。
 ② 東大総合図書館本『書札袖珍宝聞書』(SG-25)前半。
 ③ 右同本後半。
 ④ 東大総合図書館本『曾我秘本袖珍宝聞書』(G27-511)三巻分(四・五・六)。
 ⑤ 蓬左文庫本『書札法式』(141-16)七巻本(一〜七)。
 ⑥ 書陵部本『書札袖珍宝』(206-683)二冊本(一・二)。

| | 内 | 容 | 当① | 当② | 当③ | 当④ | 当⑤ | 法① | 法② | 法③ |
|-----|--------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1、 | 文例集(後水尾院宸筆以下、家綱内書、老中奉書等) | 上B | 一A | 一 | 上A | 三A | 元A | 一A | 一A | 一A |
| 2、 | 書札(端作・脇付・宛所・書留等) | 上D | 一B | 二 | 上B | 二A | 元B | 一B | 一B | 一B |
| 3、 | 「今世俗書誤不宜分二十六ヶ条」及び書札用語 | | 二 | | 上C | 二B | 元C | 二A | 二A | 二A |
| 4、 | 寛文初年法皇之宮政仁以下朝廷関係 | 上C | | | 上D | | 元D | 二B | 二B | 二B |
| 5、 | 公武上下順 | 上E | | | 上E | 一A | 元E | 二C | 二C | 二C |
| 6、 | 公家方官位名及び家司名一覧 | 下A | 三 | 六 | 上F | 一B | 元F | 九A | 九A | 八A |
| 7、 | 対僧侶・社家書札 | 下C | 四A | 七 | 下A | 一C | 元G | 九B | 九B | 八B |
| 8、 | 制札・高札・壁書・知行目録等 | 下D | 四B | 八 | 下B | 二C | 利B | 六 | 六 | 九 |
| 9、 | 進上目録関係 | 下B | 五A | 九 | 下D | 二D | 貞B | 十一 | 十一 | 十一 |
| 10、 | 品々草案 | 上A | 五B | | 下C | 三B | | | | |
| 11、 | 書札法式(次第軽重等) 甲 | | | | | | 亨D | 三 | 三 | 四 |
| 12、 | 書札法式(次第軽重等) 乙 | | | | | | 利A | 七 | 七 | 三 |
| 13、 | 「書札調時心得之事」 | | | | | | 亨B | 四 | 四 | 五 |
| 14、 | 勅使御札次第、御内書古案、当代奉書等 | | | | | | 亨C | 五 | 五 | 六 |

B 「当用書札」(表中、当①⑤)及び「当用書札法式」(表中、法①③)

⑦ 書陵部本『曾我座右』(206-537)三冊本(一・二・三)。
 内閣本『書札袖珍宝』(『曾我流書札法式』ノ内)八巻本(一〇八)。
 ⑧ 内閣本『袖珍宝八冊之聞書』(『曾我流書札法式』ノ内)八巻本(一〇八)。
 ⑨ 永青文庫本『書札口伝書』上・下二冊。
 ⑩ 永青文庫本『書札座右抄』十巻本(一〇十)。
 ⑪ 群馬県上野村黒沢丈夫家文書中『書札法式』一冊。
 ⑫ 東大総合図書館本『書札略法』(G27-510)上下二巻本。
 ⑬ アルファベットは巻冊内の内容のまとまりを示す。

15、門跡方事

16、制札事(8と共通する部分もある)

- 当① 蓬左文庫本『当用書札』(14111)上下二冊本。
 - 当② 同文庫本『書札当用』(5115)五冊本(1~5)。
 - 当③ 東大総合図書館本『当用書札』(G271511)六冊本(1・2・六・七・八・九)。
 - 当④ 同図書館本『当用書禮』(G2611015)上下二冊本。
 - 当⑤ 国会(寛政期幕府右筆大岡成寛旧蔵本)本『当用書札』(21213335)三冊本(1・2・3)。
 - 法① 蓬左文庫本『当用書札法式』(5117)四冊本(元・亨・利・貞)。
 - 法② 書陵部(鷹司家旧蔵本)本『当用書札法式』十一冊本(1~11)。
 - 法③ 島原松平文庫蔵本『当用書札方式』十一冊本(1~11)。
- 注、アルファベットは巻冊内の内容のまとまりを示す。

同文庫「坐右抄」一冊本(特六二一三)。東大史料編纂所「和簡礼経」(三〇七一・〇〇一)。さらに、内閣文庫本「和簡礼経」が、『改定史籍集覧二七』中の「和簡礼経」の原本となっている。

(6) 小松掲掲論文において、同氏所蔵の「曾我流書札袖珍宝」が紹介されているが、これも浅山に伝えられたものである。

(7) 「寛政譜」久保正永の譜には、著作として「當用書札十冊」が記されている。

(8) 「寛政譜」久保正之・同正永譜。大野端男「領知判物・朱印状の古文書学的研究—寛文印知の政治史的意義(一)」(『史料館研究紀要』13号)。

(9) 「寛政譜」久保正貞の譜には、著作として「書式日用集三冊」「書札十冊」が記されている。

(10) 前掲拙稿。

(11) 東大総合図書館(G271513)。

(12) 前掲大野「近世古文書学の課題」では、このことが初めて提起されている。しかし曾我流書札礼書諸本の成立について、「(久保正之は)慶安四年(一六五一)八月、書札法式三巻を曾我尚祐から伝授され、これに書札・制札・目録等の法式の心得書七冊を加えた『当用書札』一〇冊を著わし、さらに子正永は勅書・御内書・奉書・端作(書出)・書留・上所・脇付・

| | | |
|----|---|---|
| 頁A | 十 | 十 |
| 亨A | 八 | 七 |

宛所などの書札法を一巻とした。これを合わせた一冊の『当用書札法式』と題する良質の写本が肥前島原松平文庫(島原公民館図書部)にある。」とまとめられている。これは、本稿での分析結果とかなり異なる。出典を示されていないので、筆者が確認した史料以外のものに拠られているのかもしれない。だが、慶安四年の曾我尚祐(既に寛永三年に死去)から久保正之への書札法式の伝授という理解は、「当用書札法式」中「書札法式」の識語の誤読と思われる。また、表Bから明らかのように、「当用書札」には書札法式は含まれない。「当用書札」一〇冊を久保正永がまとめたことを示す識語はあるが、久保正之がまとめたとの識語は管見の限り確認できなかった。正永がまとめた一巻の「書札法」というものが、具体的にどの部分を指すのか明記されていないが、表Bの1、2等を指すのであれば、「当用書札」にも含まれているものである。